

## 匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者公募要項

### 1 公募の目的

匝瑳市（以下「市」という。）では、心身の発達に遅れのある就学前の者（以下「発達障害児」という。）に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施するほか、発達障害児の特性に応じた適切な指導を行うことにより健全な育成の助長及び保護者に対する療育知識の普及啓発等を行うため、匝瑳市民ふれあいセンターを利用してマザーズホーム事業（以下「事業」という。）を実施しています。

この度、療育環境の改善と事業の充実・拡大を図るため、旧匝瑳市立八日市場小学校米倉分校施設を活用して事業を行うこととなりました。

本公募は、事業の実施に当たり、事業を委託する事業者を選定するために実施するものです。

### 2 事業の概要

1 事業所の種類	指定児童発達支援事業所（根拠法：児童福祉法（昭和22年法律第164号））
2 事業の目的	発達障害児に対し早期療育を行うことにより、社会適応能力を身につけさせるとともに、様々な能力を伸ばし、将来の自立した生活へ繋げることを目的とする。
3 事業所の名称	匝瑳市マザーズホーム
4 事業を行う場所 * 注1、*注2	所 在：匝瑳市八日市場ホ2016番地 構 造：鉄骨造 平屋建
5 事業内容	児童発達支援事業 児童発達相談 親子療育体験
6 施設設備	指導訓練室A（63.00㎡） 指導訓練室B（63.00㎡） 指導訓練室C（63.00㎡） 保健室兼個別相談室（言語訓練室） 職員室（事務室） 調理室（配膳室） 便所 集会場（99.59㎡） *注3 運動場
7 対象者	市内在住の発達障害児及びその保護者。ただし、市長が必要と認めたときは、市外在住の発達障害児及びその保護者であっても対象とする。 ※障害者手帳の有無に関わらず、児童相談所や市保健師、医師等により療育の必要性が認められた発達障害児も対象とする。

8 利用定員	20名
9 営業日及びサービス提供日	月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日（祝日法の休日を除く。）を除く。）
10 営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
11 サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで
12 法令遵守	運営に当たっては社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法その他関係法令、条例、規則、基準等を遵守すること。

\*注1 事業を行う場所は、匝瑳市地域防災計画による避難場所となっているため、災害時の避難場所として使用します。

\*注2 同一建物内に「つどいの広場（保育所に通っていない乳幼児の子育て支援施設）」が開設されています。

\*注3 集会場については、選挙の際には投票所として使用しますが、奥の3分の1程度を倉庫として使用することが可能です。

### 3 委託期間

委託期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。長期継続契約を取り交わすこととします。なお、平成32年4月1日以降については、事業の運営が良好と市が認めた場合に限り、協議の上で、契約を更新します。契約の更新に当たっては、最長5年間の範囲で市と受託事業者との契約を取り交わすこととし、以後も同様とします。

ただし、受託事業者側にあつて財務状況の悪化等により事業の履行が適正でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損う等、委託を継続することが適当でないと市が認めるときは、契約を解除することができるものとします。受託事業者の都合による予告のない解除権の行使は認めません。ただし、前段なお書により契約を更新している場合は、6か月以上前に書面により契約の解除を申し出たときに、契約を解除することができるものとします。

### 4 委託業務に要する経費

事業の委託業務に要する経費は、市から支払う委託料等によって賄うこととし、委託業務期間中に市が支払う委託料の額は、基準額（利用定員20名での利用者負担金及び児童発達支援の事業費収入の合計額）の範囲内で応募者から各年度の委託額の提案を求めるとします。

なお、市からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき見積書の提出を求め、受託事業者と市との間で年度ごとに定めることとします。

委託料の支払いは、受託事業者の請求により年度ごとに4回に分割して支払うものとします。委託料の支払いの時期及び方法については契約で取り決めることとします。

## 5 委託内容

### (1) 児童発達支援事業

#### ア 業務概要

児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援の実施

#### イ 実施時間

午前9時00分から午後4時00分まで

#### ウ 対象

発達障害児（障害児通所給付費の支給決定を受けている場合に限る。）

#### エ 定員

20名

### (2) 児童発達相談

#### ア 業務概要

児童（18才未満の者をいう。以下この号において同じ。）の発達に関する心配事の相談

なお、児童の特徴に合わせた専門的な相談が必要な場合は、専門職による相談を行うものとします。

また、支援が開始された後も適時相談に応じ、家族との情報共有を図るものとします。

#### イ 実施時間

午前9時00分から午後4時00分まで

#### ウ 対象

児童及びその保護者

### (3) 親子療育体験

市の指導の下、次のとおり実施するものとする。

ア 発達障害児と保護者の親子療育体験により、他の発達障害児との遊びを通して発達を促すとともに、保護者が発達障害児の成長に当たっての課題や適切な療育を正しく理解し、家庭でも発達障害児との適切な関わり方ができるように助言を行うこと。

#### イ 対象

発達障害児とその保護者

#### ウ 開催頻度

体験希望がある場合に、児童発達支援事業に支障のない範囲で開催に努めること。

## 6 応募資格

本公募に応募できる事業者は、下記の要件を全て満たす社会福祉法人又は特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）に限ります。

なお、契約時までに応募資格を欠くこととなったときは、市は契約をしないことができるものとします。

(1) 平成27年4月1日から、事業を開始できること。

(2) 香取海匝圏域（匝瑳市、銚子市、旭市、香取市、神崎町、多古町、東庄町）内に事業所を有するとともに、香取海匝圏域内において、障害児通所支援事業又は障害児入

所支援事業の実績があること。

- (3) 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）に定める暴力団員等が役員となっていないこと及び同条例に定める暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、匝瑳市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続又は再生手続をしていないこと。

## 7 応募手続き

- (1) 募集期間 平成26年10月10日（金）から同年11月13日（木）まで
- (2) 現地見学会  
日時 平成26年10月21日（火） 午後2時から  
場所 匝瑳市八日市場ホ2016番地（現地集合）  
現地見学会を希望する者は、福祉課に事前連絡の上、参加してください。
- (3) 応募書類の提出  
受付期間 平成26年10月10日（金）から同年11月13日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日を除く。）  
提出方法 応募書類を匝瑳市福祉課へ持参してください。
- (4) 応募に関する質問及び回答  
質問方法 質問は、匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者の公募に関する質問書（第5号様式）を使用し、郵便、電子メール、FAX又は福祉課まで持参により提出してください。電話による質問や質問受付期限を経過した質問には回答できません。また、個人情報に関する内容の場合は、回答しません。  
質問期限 平成26年11月4日（火）午後5時00分まで  
回答方法 質問に関する回答は、直接、質問者に回答します。

## 8 提出書類

- (1) 応募希望者は下記の必要書類を2部（正本1部、副本1部。副本については、複写機による正本の写しで可。）提出してください。なお、応募に際して必要となる費用は全て応募者の負担とします。
  - ア 応募申請書（第1号様式）
  - イ 事業計画書（第2号様式）
  - ウ 収支計画書（第3号様式）
  - エ 社会福祉法人等であることを証する書類

- (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - (イ) 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
  - オ 役員名簿及び法人代表者の経歴書
  - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他社会福祉法人等の財務状況を明らかにする書類
  - キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他社会福祉法人等の業務の内容を明らかにする書類
  - ク 納税証明書 各1か年分
    - (ア) 国税について未納がないことの証明書
    - (イ) 都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書
    - (ウ) 納税義務がない場合は、納税に関する申立書（第4号様式）
  - ケ その他市が必要と認める書類
- (2) 申請書類として提出する証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものとし、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。
- (3) 申請書類は全て、片面印刷、A4、縦型、左側2カ所穴あけ、紐とじとします。
- (4) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (5) 提出された書類等は、必要に応じ複写します。
- (6) 提出された書類等は、市内部及び匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者選定委員会（以下「委員会」という。）での検討に限り使用します。情報公開の請求があった場合は、個人情報を除き開示することがあります。

## 9 応募者の失格

応募者が次に掲げる条件のいずれかに該当したときは、失格とします。

- ア 本公募要項に定める手続を遵守しないとき。
- イ 応募書類に不足があったとき、又は虚偽の記載があったとき。
- ウ 応募書類を受付期間内に提出しなかったとき。
- エ 応募書類に記名及び押印がないとき。
- オ 応募資格の要件を満たさなくなったとき。
- カ 委託額が委託額の上限の範囲外であるとき。
- キ 応募及び選定審査を妨害する行為その他手続の遂行に支障を来す行為があったと認められるとき。
- ク その他本公募要項の条件に適合しないとき。

## 10 受託事業者の選定方法

### (1) 選定の進め方

- ア 委員会において、応募書類に基づき審査し、受託事業者の候補者として選定します。
- イ 委員会の結果に基づき、市長が委託先法人を決定します。

### (2) 選定方法

委員会における受託事業者の候補者の選定に当たっては、応募書類を審査の上、

審査基準に基づいて評価を行います。評価の判断基準として点数制を採用し、一定以上の評価点数を満たしている法人のうち最も評価点数の高い法人を候補者として選定します。なお、応募法人が1団体の場合には、一定以上の評価点数を満たしている場合に候補者とします。

(3) 再選定

一定基準を満たし、評価点数が最も高い法人から辞退の申し出があった場合には、一定基準を満たしている評価点数が2位の法人を候補者として選定します。また、一定基準を満たしている候補者がいない場合は、再度公募による選定を行います。

(4) 選定結果

受託事業者の選定は、平成26年12月上旬の予定です。

(5) 審査基準の主な視点

- ア 事業運営の基本的な考え方や理念
- イ 事業運営の体制と安定性、継続性等
- ウ 利用者に対する支援体制等

1.1 契約の締結等

(1) 契約の締結

市と受託事業者は、委託契約書を締結します。

なお、委託業務に係る委託料は、毎年度の市予算額以内となるため、申込時に提出のあった委託業務に係る提案価格を下回る場合があります。

また、委託契約書に記載する事項（予定）は、下記のとおりです。

- ア 受託事業者が行う業務に関する事項
- イ 市が支払う委託料に関する事項
- ウ 委託料の精算に関する事項
- エ 実績報告等に関する事項
- オ 契約の解除に関する事項
- カ 業務上知り得た秘密の保護に関する事項
- キ その他必要な事項

(2) 事業実施に当たっての留意事項

事業の実施に当たっては、児童福祉法に基づく匝瑳市マザーズホーム児童発達支援事業運営規程（平成18年匝瑳市訓令第41号。定員の変更等に伴い今後改正となる場合あり。）を遵守してください。

1.2 その他

- (1) 光熱水費は、市が負担しますが、受託事業者はその節減に努めてください。
- (2) ピアノの調律及び施設・設備に対する1件当たり5万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）の小破修繕に要する経費は、受託事業者が負担することとし、1年度当たり30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。
- (3) 年2回の運動場及び駐車スペースの除草及び植木の伐採・消毒については、市において行いますが、その他の事業に係る施設・設備の日常の清掃については、受託事業

者が行ってください。

- (4) 事業者間の引継が生じる場合は、移行を円滑に行うため、平成27年2月20日から同年3月31日までを引継期間とし、この期間に匝瑳市マザーズホームに通う児童の状況や運営状況等について引継を行ってください。

なお、受託事業者に選定された事業者の引継に係る人件費等の経費は、受託事業者に選定された事業者の負担とします。

- (5) 事業を円滑かつ適正に実施し福祉の向上を図るため、匝瑳市マザーズホーム運営委員会（仮称）を設置する予定です。

### 1.3 問い合わせ

この要項について、問い合わせ等がある場合は下記担当までご連絡ください。

289-2198

匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市福祉課保護班（マザーズホーム事業実施事業者公募担当）

電話：0479-73-0096

FAX：0479-72-1116

メールアドレス：f-hogo@city.sosa.lg.jp